

共謀罪の新設に反対する請願署名

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇 千景様

請願事項：共謀罪を新設しないこと

「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれた共謀罪新設法案は、「国連越境組織犯罪条約」の批准に伴う国内法の整備として、2003年の3月にはじめて国会に提出されました。以来、二度の廃案と継続審議を繰り返してきた問題法案です。

共謀罪は、法律違反について行おうと話し合い、「合意」しただけで、その準備さえ始めなくとも処罰されるというものです。対象となる法律違反は、殺人、誘拐などの重大犯罪のみでなく実に広範で、約620種類にもものぼり、市民生活のすみずみにまで関わります。

話しあい、合意することと、実際に行動することは全く別のことです。共謀罪は、憲法の保障する内心、言論・表現・結社の自由を侵し、犯罪を実行しなければ処罰しないという日本の刑法体系を根本から覆すものです。このような法律を作って良いわけはありません。

共謀罪の対象は話し合うことの内容です。思想弾圧に使われた戦前の治安維持法の再来を思わせます。犯罪が生じていないのに共謀を立証するためには警察の権限が拡大し、盗聴、対象団体へのスパイの潜入や密告の奨励など市民相互の信頼が失われ、厳しい監視社会となって行きます。自由に考え議論したり、まして政策批判をすることもできなくなってしまうと私たちは危惧します。共謀罪の新設は、自由と人権と民主主義の死をもたらすでしょう。私たちはこの法案の新設を絶対に認める事はできません。共謀罪を新設しないことを強く求めます。

お名前	ご住所

集約日：第1次 2006年2月末日 第2次 3月末日（毎月末日）

集約先：日本消費者連盟 〒162-0042 東京都新宿区早稲田町75 日研ビル2F
TEL 03-5155-4765 FAX 03-5155-4767

呼びかけ団体：共謀罪に反対する市民の集い実行委員会 / 移住労働者と連帯する全国ネットワーク / 子どもと教科書全国ネット 21 / 「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク / 盗聴法（組対法）に反対する市民連絡会 / 盗聴法（組織的犯罪対策立法）に反対する神奈川市民の会 / 日本キリスト教団神奈川教区国家秘密法反対特別委員会 / 日本消費者連盟 / ネットワーク反監視プロジェクト / 反差別国際運動日本委員会 / ピープルズ・プラン研究所 / ふえみん婦人民主クラブ / フォーラム平和・人権・環境 / 許すな！憲法改悪・市民連絡会

取り扱い団体 { }